

## 昭和四十八年法律第七十号

物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（ATA条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律

### （趣旨）

第一条 この法律は、物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（ATA条約）（以下「条約」という。）を実施するため、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）及び関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）の特例その他必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### 第一条 通関手帳 条約の定めるところに従い発給される条約第一条（d）に規定するATAカルネをいう。

#### 第二条 保証団体 第五条第一項の規定により財務大臣の認可を受けた者をいう。

#### 第三条 輸入税 関税及び輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号。以下「徵収法」という。）第二条第一号に規定する内国消費税をいう。

#### （通関手帳による通関等）

#### （通関手帳による輸入）

#### （通關手帳による輸出）

#### （再輸出期間）

#### （通關手帳による輸入がされる物品のうち政令で定める物品は、通關手帳（保証団体が

#### 輸入税を保証するとして記載されているものに限る。第五条第一項及び第六項を除き、以下同じ。）による輸入をすることができる。

#### 2 関税法第六十三条第一項の規定に基づく運送（以下「保稅運送」という。）は、通關手帳によ

#### り行なうことができる。

#### 3 通關手帳による物品の輸入又は保稅運送をする者は、政令で定めるところにより、当該通關手

#### 帳につき保証団体の確認を受けなければならない。

#### （再輸出期間）

#### 第四条 通關手帳による輸入がされる物品に対する関税定率法第十七条の規定の適用については、

#### 同条第一項の期間は、当該物品の輸入の許可の日から当該通關手帳の有効期限の到来する日まで

#### の期間（以下「有効期間」という。）とする。ただし、同項第十一号に該当する物品については、

#### 当該有効期間が同項の政令で定める期間をこえる場合には、当該政令で定める期間とし、当該政

#### 令で定める期間をこえることがやむを得ないと認められる理由があり、政令で定めるところによ

#### り税關長の承認を受けた場合には、当該有効期間の範囲内において税關長が指定する期間とす

#### （保証団体）

#### 第五条 通關手帳を発給し、及び第三条の通關手帳による輸入又は保稅運送がされる物品に係る輸

#### 入税を保証することができる者となるには、財務大臣の認可を受けなければならない。

#### 2 前項の認可を申請するには、申請書に、定款、事業計画書及び業務方法書その他財務省令で定

#### める書類を添えて、これを財務大臣に提出しなければならない。

#### 3 財務大臣は、第一項の認可の申請者が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項

#### の認可をしてはならない。

#### 一 条約に基づく保証のための組織に加入することが確実な法人であること。

#### 二 輸入税の納付その他保証団体の業務を適正に遂行するに足りる能力があること。

#### 4 保証団体は、通關手帳による輸入をした者又は通關手帳による保稅運送の承認を受けた者が、

#### 関税定率法第十七条第四項（徵収法第十三条第三項において準用する場合を含む。）又は関税法

#### 第六十五条第一項及び徵収法第十一条第五項の規定により輸入税を徵収されることとなつたとき

#### は、条約の定めるところに従い、その者と連帶して当該輸入税を納付する義務を負う。

#### 5 保証団体は、第三項第一号に規定する組織に加入したときは、直ちに、その旨を財務大臣に届

#### け出なければならない。

#### 6 保証団体は、前項の届出をした後でなければ、通關手帳を発給してはならない。

#### 7 保証団体は、その業務を廃止しようとするときは、財務省令で定めるところにより、その旨を財務大臣に届け出なければならない。

第八条 財務大臣は、保証団体が第三項各号の一に適合しなくなつたと認めるとき、保証団体がこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分に違反したとき、又は保証団体から前項の届出があつたときは、第一項の認可を取り消すことができる。

第九条 前項の規定により認可が取り消された場合は、當該認可を取り消された日前に発給された通關手帳があるときは、當該通關手帳について、當該認可を取り消された者を保証団体とみなして、この法律を適用する。

### （担保の提供等）

#### 第六条 財務大臣は、輸入税の保全のため必要があると認めるときは、政令で定めるところによ

#### り、保証団体に対し、金額及び期間を指定し、輸入税につき担保の提供を命ずることができる。

#### 二 財務大臣は、必要があると認めるときは、前項の金額又は期間を変更することができる。

#### 三 財務大臣は、第一項の規定により担保を徴した場合において、保証団体が納付すべき輸入税が

#### その納定期限までに完納されないとときは、税關長に、その担保として提供された財産の処分その他

#### の処分を行なわせるものとする。

#### 四 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第五十二条の規定は、前項の処分について準用する。

### （報告の徵取及び検査）

#### 第五条 財務大臣は、必要があると認めるときは、保証団体に対し業務若しくは財産に関し報告をさせ、又はその職員をして保証団体の事務所に立ち入り、業務若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

#### 二 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があ

#### るときは、これを提示しなければならない。

#### 三 第一项の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

### （政令への委任）

#### 第六条 前各条に規定するもののほか、条約及びこの法律の実施に關し必要な事項は、政令で定め

#### る。

### （罰則）

#### 第七条 第七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による

#### 検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五万円以下の罰金に処する。

#### 第十一条 保証団体の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、保証団体の業務に關し、前条の違

#### 反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その保証団体に対して同条の罰金刑を科する。

### 附 则

この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

### 附 则（平成一七年一二月二二日法律第一六〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次

の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する

法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第

二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定

（施行期日）

二 第二条の規定、第三条中関税法第三十条第一号を加える改正規定、同法第四十一条の

改正規定、同法第四十一条の二の改正規定（「中「当該」を「及び第三項中「当該」に改める

（施行期日）

抄

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条の規定、第三条中関税法第三十条第一号を加える改正規定、同法第四十一条の

改正規定、同法第四十一条の二の改正規定（「中「当該」を「及び第三項中「当該」に改める

部分に限る。)、同法第四十五条の見出し及び同条第一項の改正規定並びに同条に一項を加える改正規定、同法第六十三条第一項の改正規定、同法第六十五条第一項の改正規定及び同条に一項を加える改正規定、同法第六十七条の二の次に十条を加える改正規定、同法第六十八条第一項の改正規定、同法第七十五条の改正規定、同法第七十六条第一項の改正規定、同法第九十五条第三項の改正規定(第七条の九第一項(帳簿の備付け等)及び前条第一項)を「第七条の九第一項及び第六十七条の六第一項(帳簿の備付け等)並びに前条第一項」に改める部分に限る。)、同法第一百五条第一項第三号の改正規定並びに同法第一百五条第五号の改正規定(第七条の九第一項)の下に「第六十七条の六第一項」を加える部分に限る。)並びに第四条の規定並びに附則第八条(輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律第六条第五項の改正規定並びに同法第十九条第一項の改正規定及び同条に一項を加える改正規定を除く。)、附則第九条、附則第十二条及び附則第十四条の規定 平成十八年三月一日